

日本工業大学 予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程細則

(趣旨)

第1条 本細則は、「日本工業大学予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程」(以下「規程」という。)第11条に基づき、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査体制ガイドライン」が対象とする資金(以下「競争的資金等」という。)の執行に関して、告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。以下同じ。)により不正の疑義が生じた場合の対応の詳細を定める。

(調査の要否の報告)

第2条 規程第9条第3項に基づき不正防止計画委員会から調査の要否に関する報告を受けた最高管理責任者は、ただちに当該調査の要否を配分機関へ報告しなければならない。

2 前項において調査を要する場合、最高管理責任者は調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(調査委員会の構成)

第3条 規程第10条第1項に基づき設置される調査委員会(以下「委員会」という。)は、最高管理責任者が議長となり、以下により構成する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 不正防止計画委員長
- (5) 本学に属さない第三者委員として、弁護士または公認会計士等の専門知識を有する者
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 前項第5号に定める第三者委員は、本学、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査事項)

第4条 委員会は、次の各号の事項を調査し認定する。

- (1) 不正の有無および不正の内容
- (2) 関与した者およびその関与の程度
- (3) 不正使用の相当額等

(調査結果の報告)

第5条 最高管理責任者は、規程第8条に定める告発等を受け付けた日から210日以内に委員会による調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が

関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況および再発防止計画等を含む最終報告書を取りまとめ、配分機関へ報告しなければならない。

- 2 前項に定める期限内に調査が完了しない場合であっても、最高管理責任者は中間報告を取りまとめ、配分機関に提出しなければならない。
- 3 調査の過程において不正の事実が一部でも確認されたときには、委員会および最高管理責任者は速やかにこれを認定し、配分機関へ報告しなければならない。

(配分機関による調査)

第6条 前条に定める期限内においても、配分機関からの求めがあった場合には、最高管理責任者は調査の進捗状況および調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

- 2 調査に支障が生じる等の正当な事由がある場合を除き、最高管理責任者は配分機関からの当該事案に係る資料の提出、閲覧または現地調査の求めに応じなければならない。

(厳正な対処)

第7条 規程第10条第4項第2号に定める本学の教職員に対する厳正な対処とは、本学「就業規則」に基づく譴責、減給、出勤停止および懲戒解雇の処分に付すことを指す。

- 2 前項に定める処分の手続きは、「学校法人日本工業大学懲戒の審査及び手続に関する規程」の定めるところに従う。

付 則

本細則は、平成27年4月1日より施行する。